

空家の売却・管理でお困りではありませんか？

長期入院

海外赴任

突然の相続



人が住まなくなると住宅は劣化します。ごみの投棄・放火・不審者の侵入も出てきます。近所からは苦情も

売却の場合	2015年の空き家対策特別法が施行され、「特定空き家」に指定されると固定資産税が更地課税が適用され、6倍の固定資産税になります。相続空家の譲渡所得の特別控除：期限有りますが、3000万円控除することが出来ます。空き家を活用するうえで、日野市では既定の助成のほか、新たに空き家等改修費助成等の制度を設けるなど支援がございます。ご相談くださいませ。今後地価が上がると思われますか？地価が下がると思われますか？
賃貸の場合	駅近等よほど立地が良い場所以外はお勧めできません。またリフォーム・リノベーションの費用がかかります。勿論そのリスクも付きものです。
空き家管理	所有者・家族が遠方で管理が出来ない場合は空き家管理サービスを提供しております。月に1・2回程度であれば、通風・通水・清掃・建物チェック・郵便物・庭木の確認等を行い、写真付き報告書を送付致します。費用は7500～10000円程度です。

日野ハウジング

〒191-0061 東京都日野市大坂上1-30-18 大竹ビル1階
 (JR日野駅前、食品の店おた向い、ホームから見えるお店)
 (公社) 全日本不動産協会、日野市空き家対策協力店

042-587-3607

TEL 又は Mail にてご相談ください。

rsy89658@nifty.com

